



緊急事態宣言延長に伴う、弊社勤務体制のお知らせ

松竹株式会社（本社：東京都中央区、代表取締役社長 迫本 淳一）は、5月4日の政府の緊急事態宣言の延長発表と、それに伴う各自治体からの要請を受けて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と従業員の安全確保に引き続き努め、以下の対策を実施致します。

- ・「緊急事態宣言」発令延長期間(2020年5月7日より5月31日まで)は、全員在宅勤務を原則とする。

お客様、関係者・お取引先等の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

※今後、政府や関係省庁、自治体などからの新たな情報発表がなされた場合は、その内容により対策を追加及び変更する場合がございます。

以上